



第6章 計画の推進に向けて

本計画を計画的、効果的に進めていき、目標を達成するために、以下のような取組を行います。

1 協働の推進

みどりのまちづくりを進めていくためには、地域力を活かしながら、区民、事業者、行政すべてが力を合わせていくことがなによりも重要です。そのためには、各主体が本計画に記された考え方を理解し、それぞれの立場で主体的に行動していくことが重要です。また、その上で、各主体が連携・協働していくことが必要となります。

(1) 各主体の役割

連携・協働によるみどりのまちづくりを進めていく上で、より計画の実効性を高めるために、各主体の役割を示します。

1) 区民の役割

- ・ 道路沿いや庭、ベランダ、屋上、壁面など、身近な場所でみどりをつくり育てていきましょう。区民全員が1人あたり1平方メートルの緑をつくると、緑被率が約1.2%上昇します。
- ・ 身近な街路や公園の緑などに関心を持ち、地域のみどりを育てる活動に積極的に参加しましょう。公園などの公共の場での地域活動や身近な場所でのみどりづくりが地域のつながりを深め、地域力がアップします。
- ・ みどりを知りみどりに親しむ機会(イベントなど)に参加し、みどりについて学び、地域での活動に活かしましょう。
- ・ 事業者や行政と連携して、みどりのまちづくりを拡げていきましょう。

2) 事業者の役割

- ・ 事業所内を積極的に緑化し、適切に維持管理しましょう。
- ・ 事業所内のオープンスペース*を開放するなど、地域の人と一緒に楽しめるみどりづくりを行い、地域社会に貢献しましょう。
- ・ 地域活動へ積極的に参加し、さまざまなみどりに関する活動を通じて地域との絆を深め、地域からも愛されるみどりを育てていきましょう。
- ・ みどりを通じた社会貢献活動(CSR活動)を事業所の姿勢としてアピールしましょう。
- ・ 地域住民や行政と連携して、みどりに関する活動を広げていきましょう。

3) 行政の役割

- ・ 区民、事業者、団体との連携を深め、みどりのまちづくりを進める先導役となります。
- ・ 区民、事業者、団体が進めるみどりのまちづくりへの関心を高めるため、みどりの助成制度の拡充や情報提供などを積極的に行います。
- ・ 公園、道路、公共施設などでみどりづくりを積極的に進めます。

第6章 計画の推進に向けて

- ・ 第3章に掲げた周辺自治体との広域連携方針に基づき、国、都、近隣自治体と連携し、効果的にみどりのまちづくりを進めます。

(2) 地域力に支えられたみどりのまちづくりの推進

新たなみどりのまちづくりをさらに進めていくには、区民、事業者、行政がそれぞれの役割を共有し、一歩ずつ確実に取り組んでいくことが大切です。

そのために、区民や事業者の主体的な取組に対する行政の支援策の拡充を図ります。また、行政が主体的に行う様々な計画づくりや公園・緑地整備、道路・市街地などのみどりの環境整備などあらゆる場面で区民や事業者が積極的に関わり、参加できる仕組みづくりをさらに進めていきます。そして、区民、事業者、行政の連携・協働による地域力に支えられたみどりのまちづくりを推進していきます。

(3) 地域力によるみどりのまちづくりのスパイラルアップ*

地域力によるみどりのまちづくりは、単に緑が増え緑被率が上がるという目に見える変化だけを求めているものではありません。

みどりが区民、事業者、行政をつなぎ、それによって生まれる地域力によって支えられた協働によるみどりのまちづくりを進めることにより、三者のつながりが深まっていきます。そして、三者のつながりの深まりで高められた地域力により、みどりのまちづくりがさらに進められ、ずっと住み続けたいという、まちに対する愛着と誇りをもたらします。

これらが連鎖して、だんだんとみどり豊かなまちとなっていき、この地域力で支えられたみどりが、みどりを大切に思う心とともに未来を担う子どもたちに引き継がれていきます。

そして、このような連鎖が続くことで、20年後には、みんなの力により、本計画で掲げている将来像の実現が期待されます。

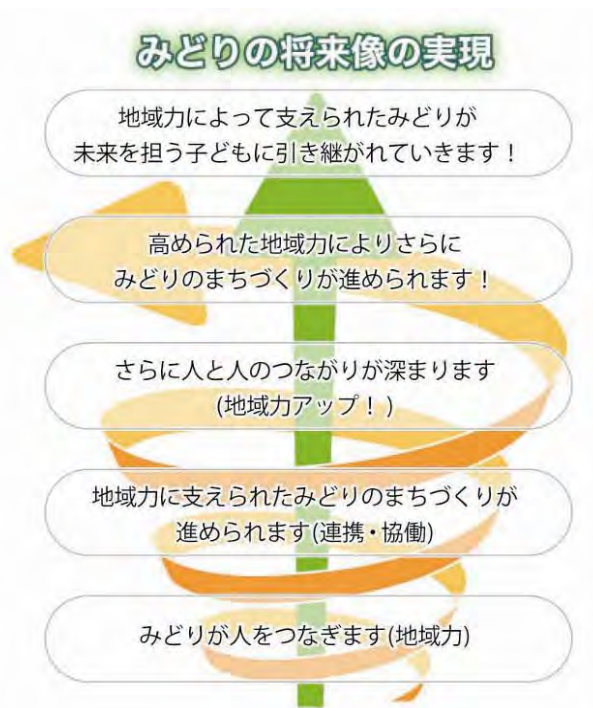



図-41 地域力によるみどりのまちづくりのスパイラルアップ


2 重点施策の推進

(1) 重点施策（後期）

前期の計画を推進するにあたり、旧計画の実績評価などをふまえて4つの基本方針に基づいた12の行動方針に基づく53の施策の中から32施策を選び、後述する「総合的な重点施策」を加え計33を重点施策として事業を推進してきました。中間見直しで、後期の計画は46(うち重点計27)施策としました。

施策の推進にあたっては全ての取組で区民や事業者、国、東京都などとの連携・協働が必要です。その中でも特に多くの区民や事業者の方々の参加が必要となるみどりのまちづくり区民・事業者参加プロジェクトとして「区民・事業者が主体的に行動する取組」と「区民・事業者が積極的に参加する取組」を示しました。併せて、区の中での主な担当部署も示しました。

区民・事業者主体：区民・事業者が主体的に行動し協働で推進する取組 

区民・事業者参加：区民・事業者が積極的に参加し協働で推進する取組 

| 基本方針Ⅰ 地域力を活かし、笑顔につながるみどりをみんなで育てます | | | | | | |
|-----------------------------------|-------------------------------|--------|----|-----|----|------|
| 行動方針 | 施策 | 区民・事業者 | | 区所管 | | |
| | | 主体 | 参加 | まち | 基盤 | 環境 他 |
| 1 地域みんなのみどりづくり | ①18色の取組から広がるひとり1平方メートルのみどりづくり | ● | | ● | ● | ● |
| | ②まちのみどりづくり支援 | ● | ● | | | ● |
| 2 みどりを育み楽しめるきっかけづくり | ①みどりを知りみどりに親しむ機会づくり | ● | ● | | | ● ● |
| | ②未来を支える子どもたちへのみどりの伝承 | | ● | | | ● |
| | ③みどりを楽しめる情報発信 | | ● | ● | ● | ● ● |
| 3 みどりを支える仕組みづくり | ①みどりに関わる区民活動への支援 | | | | | |
| | ②みどりの活動を支える人材育成 | ● | | | | ● |
| | ③地域の拠点を活かしたみんなのみどりづくり | ● | | | ● | ● |
| | ④多様な主体との連携 | | | | | |
| | ⑤みどりのまちづくりの基本的な仕組みづくり | | ● | ● | ● | ● ● |

| 基本方針Ⅱ 空からも見える骨太なみどりでたくさんの人々をもてなします | | | | | | |
|------------------------------------|------------------|--------|----|-----|----|------|
| 行動方針 | 施策 | 区民・事業者 | | 区所管 | | |
| | | 主体 | 参加 | まち | 基盤 | 環境 他 |
| 1 海辺のおもてなしのみどりづくり | ①空港臨海部のみどりづくり ※3 | | ● | ● | ● | ● |
| 2 空から見えるみどりの骨格づくり | ①みどりの拠点づくり | | | | | |
| | ②多摩川沿いのみどりづくり | | | | | |
| | ③海辺の親水ネットワークの整備 | | ● | | ● | |
| | ④呑川沿いのみどりづくり | | | | ● | |
| | ⑤崖線沿いのみどりづくり | | | | | |

※ I期前期の施策・事業の一覧は資料編p131～143を参照してください。

 : 重点施策

区所管

まち…まちづくり推進部
 基盤…都市基盤整備部 環境…環境清掃部
 他…経営管理部、地域力推進部、産業経済部、
 教育総務部 空港まちづくり本部

第6章 計画の推進に向けて

| 基本方針Ⅲ 大田区ならではの誇れる多様なみどりを未来へ引き継ぎます | | | | | | | | |
|-----------------------------------|----------------------|---------------------|----|-----|----|----|---|---|
| 行動方針 | 施策 | 区民・事業者 | | 区所管 | | | | |
| | | 主体 | 参加 | まち | 基盤 | 環境 | 他 | |
| 1 | 貴重なみどりの保全と魅力アップ | ①自然環境拠点緑地の保全・再生 | | | | | | |
| | | ②貴重な民有緑地の保全 | ● | | ● | ● | ● | |
| | | ③樹木・緑地の保護 | ● | | | | ● | |
| | | ④桜の維持更新 | | | | ● | | |
| | | ⑤みどりの保全を支える仕組みづくり | | | | | | |
| 2 | 生き物が息づく多様な自然環境の保全と再生 | ①河川・池沼の保全・再生 | | | | ● | ● | |
| | | ②海辺環境の保全・再生 | | | | | | |
| | | ③健全な水環境の確保に向けた取組の推進 | ● | | ● | ● | ● | |
| | | ④水辺環境のネットワークづくり | | | | | | |
| | | ⑤希少生物生息環境の保全 | | | | | | |
| | | ⑥自然環境の調査 | | ● | | | | ● |
| 3 | 美しい未来につながるまちなみづくり | ①美しいまちなみ景観づくり | | ● | ● | | | |
| | | ②幹線道路、鉄道沿線の緑化推進 | | | | | | |
| | | ③地球に優しいみどりのまちづくり | | | | | | |
| | | ④景観みどり資源の保全と活用 | | | | | | |

| 基本方針Ⅳ 暮らしを支え、こころ豊かになるみどりを増やし、つなげます | | | | | | | | |
|------------------------------------|-------------------|-----------------------|----|-----|----|----|---|---|
| 行動方針 | 施策 | 区民・事業者 | | 区所管 | | | | |
| | | 主体 | 参加 | まち | 基盤 | 環境 | 他 | |
| 1 | みどりの拠点となる公園・緑地づくり | ①みどりあふれる公園・緑地の計画づくり | | | | ● | | |
| | | ②地域に根ざした公園・緑地の整備 | | ● | | ● | | |
| | | ③まちづくり事業と連携した公園・緑地の整備 | | | | | | |
| | | ④拠点公園・緑地の整備 | ● | ● | | ● | | |
| | | ⑤大規模公園・緑地の魅力アップ | | ● | | ● | | |
| 2 | 暮らしの中のみどりの道づくり | ①みどりの道路整備 | | ● | | ● | | |
| | | ②みどりの散策路整備 | | | | ● | | |
| | | ③みどりの補助ネットワークづくり | | | | | | |
| | | ④歴史と文化と自然の散歩道づくり | | | | | | |
| | | ⑤みどりのスポットづくり | | | | | | |
| 3 | みどり豊かな公共施設づくり | ①公共施設の緑化推進 | | | | | ● | |
| | | ②学校施設の緑化推進 | | ● | | | | ● |
| 4 | まちなみを彩るみどりづくり | ①既存まちづくり制度の効果的な活用 | | | | | | |
| | | ②まちづくり事業との連携 | | ● | ● | | | |
| | | ③民間事業との連携 | | | | | | |

(2) 重点施策の取組方針

重点施策について、今後5年間に優先的に取り組む具体的事業の方針と概略スケジュールを以下のとおり示します。ここで示す方針に基づき、今後各事業課が作成する事業実施計画により進めていきます。

1) 総合的な重点施策

「大田区みどりの条例」による総合的な取組

本計画を推進しみどりのまちづくりを効果的に進めるために、「大田区みどりの条例」を制定しました。(平成 24 年 12 月)

現在のみどりの取組に関する事項を、条例をもとに整理し、事業を推進するための仕組みを改善します。

① 条例の整備

基本計画の着実な推進を図るため、みどりの保全と緑化の推進に関する必要な事項を条例として定めました。

区民、事業者及び区の協働による、多様なみどりに包まれた、みどり豊かなまちづくりを推進し、安全・快適で潤いのある区民生活環境を確保し、区内に残された貴重なみどり環境を後世に引き継いでいきます。

② 条例による具体的な取組



◆ みどりを守るために

- ・ 区民緑地制度の活用
- ・ 緑化計画書制度による緑の創出
- ・ 保護樹木・保護緑地制度の活用
- ・ みどりの基金制度の創設

◆ みどりをつくるために

- ・ 各種緑化支援制度の活用(生垣造成、屋上緑化、壁面緑化等)
- ・ 緑化地域制度導入の検討
- ・ 環境軸推進地区指定の検討

◆ 基本計画の着実な推進を図るために

| 施策 | みどりの条例による総合的な取組 | | | | | | 区分 | 継続 |
|--------------|---|----|----|----|----|----|--|------------|
| | | | | | | | 区所管 | まち・基盤・環境・他 |
| 内容 | みどりのまちづくりを着実に進め、みどりを後世に引き継いでいくため「大田区みどりの条例」の運用及びみどり施策の取組を推進します。 | | | | | | | |
| | (平成/年度) | 28 | 29 | 30 | 31 | 32 | 33 | |
| みどりの条例に基づく取組 |  | 推進 | | | | |  継続 | |

第6章 計画の推進に向けて


2) 基本方針に基づく重点施策




4つの基本方針に基づく重点施策について、今後の取組方針を以下のとおり示します。

基本方針
I




地域力を活かし、笑顔につながるみどりをみんなで育てます


1 地域のおもんなのみどりづくり



| 施策 | I-1-① 18色の取組から広がるひとり1平方メートルのみどりづくり | | 区分 | 継続・検証 | | | |
|--|--|----|-----|-----------------|----|----|----|
| | | | 区所管 | まち・基盤・環境・地域力推進部 | | | |
| 内容 | 地域力の基盤である18の特別出張区管内のまちの個性を、地域住民の連帯と協働の象徴として、地域の花や木のような「まちの緑」で表現し、18色の緑のまちづくりを進めます。また、18色の緑のまちづくりを進めることにより区民1人ひとりが1平方メートルの緑をつくり育てていくことに繋がり、緑豊かなまちなみづくりを進め、まちなかの緑を増やします。 | | | | | | |
| | (平成/年度) | 28 | 29 | 30 | 31 | 32 | 33 |
| まちの緑の選定 | | | | | | | |
| 地域の皆様から寄せられた、まちを彩る花や樹木などの情報を元に作成した「まちの緑の図」の公開などにより、地域力によるみどりのまちづくりのきっかけをつくりまします。 | 推進 | | | | 検証 | | |
| 18色の緑づくり支援  | | | | | | | |
| 「地域の花」を育てていただき、18色の緑を用いてまちを彩る、地域力を活かしたまちづくりを応援まします | 実施 | | | | 検証 | | |

| 施策 | I-1-② まちのみどりづくり支援 | | 区分 | 継続 | | | |
|---|--|----|-----|----------|----|----|----|
| | | | 区所管 | まち・基盤・環境 | | | |
| 内容 | 区民一人ひとりの力や地域力に支えられながら、まちなかのみどりを増やし、多くの人々のみどりへの関心を高めていくために、まちなかのみどりづくりの支援制度を拡充まします。 | | | | | | |
| | (平成/年度) | 28 | 29 | 30 | 31 | 32 | 33 |
| 緑づくり助成  | | | | | | | |
| 安全で緑豊かな生活環境をつくるため接道部や隣地境界の生垣造成や住居として使用する建築物で新たに行う屋上緑化・壁面緑化に対して助成を行います。 | 推進 | | | | | | 推進 |
| みどりの再活用  | | | | | | | |
| 主に公共施設で活用可能な不要樹木を引き取り、圃場で一時保管し、再び活用する樹木の再活用を実施まします。 | 調査・検討 | | 実施 | | | | 推進 |
| みどりの表彰  | | | | | | | |
| まちの緑化に寄与する写真コンテストやみどり景観に貢献した事例の表彰など、まちのみどりを表彰まします。 | 実施 | | | | | | 推進 |

2 みどりを育み楽しめるきっかけづくり

| | | | | | | | |
|---|--|-----|---------|----|----|----|----|
| 施策 | I-2-① みどりを知り、みどりに親しむ機会づくり | 区分 | 継続 | | | | |
| | | 区所管 | 環境・産業経済 | | | | |
| 内容 | みどりにふれあい、楽しむ多くの区民の力により、みどりのまちづくりを推進していくため、区民がみどりを知り、みどりに親しむ機会づくりを、NPOなどの各種団体や企業などとの連携によりさらに進めます。 | | | | | | |
| | (平成/年度) | 28 | 29 | 30 | 31 | 32 | 33 |
| みどりの普及・啓発 |  | | | | | | |
| 「緑の講演会」、「緑のカーテン講習会」など、緑を増やす機会づくりに取り組みます。 | 実施 | | | | | | 継続 |
| 各種団体との連携強化 |  | | | | | | |
| 緑化推進協議会、NPO、企業などとの連携を強化し、みどりに親しむ機会を増やしていきます。 | 推進 | | | | | | 継続 |
| 野菜と花の品評会 |  | | | | | | |
| 区内農産物を比較・品評し、農作物の栽培出荷技術の改良と優良品種の普及を図り、区民に展示・即売することにより区内農業への理解や親しみを深めます。 | 再構築・実施 | | | | | | 検証 |

| | | | | | | | |
|--|--|-----|----|----|----|----|----|
| 施策 | I-2-② 未来を支える子どもたちへのみどりの伝承 | 区分 | 継続 | | | | |
| | | 区所管 | 環境 | | | | |
| 内容 | これからのみどりのまちづくりを支え、引き継いでいく子どもたちをはじめとした多くの区民に、みどりの大切さを学び、体験し、伝えていくために、学校活動や地域の青少年育成活動、各種団体等との連携や学校支援コーディネーターを活用した環境学習や体験学習など、子どもたちがみどりにふれあう機会づくりを進めます。 | | | | | | |
| | (平成/年度) | 28 | 29 | 30 | 31 | 32 | 33 |
| 自然観察路・学習会等 |  | | | | | | |
| みどりの拠点を中心に展開した自然観察路について生物・植物調査を行い、それをもとにサイン整備の実施やガイドマップの作成を行い活用していきます。調査には区民やNPOなどの方々の参加を募ります。また、区内の自然に触れ、環境について学ぶ機会を設けます。 | 実施 | | | | | | 継続 |

-  …区民が主体的に行動し、協働で推進する事業
-  …区民が積極的に参加し、協働で推進する事業

- 所管
- まち…まちづくり推進部
 - 基盤…都市基盤整備部
 - 環境…環境清掃部
 - 他…経営管理部、産業経済部、教育総務部

第6章 計画の推進に向けて



大森南園場

| | | | | | | | |
|----------|---|----------|------------|----|----|----|----|
| 施策 | I-2-③ みどりを楽しめる情報発信 | 区分 | 拡充(重点化) | | | | |
| | | 区所管 | まち・基盤・環境・他 | | | | |
| 内容 | 区民のみどりへの関心が高まり、みどりを楽しんでもらえるように、みどりに関する各種調査結果や、区民、各種団体、公園などの施設管理者などからのみどりの情報、多くの区民が手軽に季節ごとのみどりの情報を発信します。 | | | | | | |
| | (平成/年度) | 28 | 29 | 30 | 31 | 32 | 33 |
| みどりの情報発信 | | → | | | | | 継続 |
| | 区民のみどりへの関心が高まり、みどりを楽しんでもらえるように、みどりに関する各種調査結果や、区民、各種団体、公園などの施設管理者などから得たみどりの情報を、区ホームページやツイッターなど様々な媒体で発信します。 | 調査・検討・推進 | | | | | 継続 |

3 みどりを支える仕組みづくり

| | | | | | | | |
|----------|--|-----|----|----|----|----|----|
| 施策 | I-3-② みどりの活動を支える人材育成 | 区分 | 継続 | | | | |
| | | 区所管 | 環境 | | | | |
| 内容 | 地域力や多くの区民に支えられたみどりのまちづくりを進めていくために、みどりに関するさまざまな活動を支える人材育成を進めます。 | | | | | | |
| | (平成/年度) | 28 | 29 | 30 | 31 | 32 | 33 |
| みどりの人材育成 | | → | | | | | 継続 |
| | NPOなどとの連携を図りながら、地域力や区民に支えられたみどりのまちづくりのため、みどりに関する人材育成を進めます | 実施 | | | | | 継続 |



…区民が主体的に行動し、協働で推進する事業



…区民が積極的に参加し、協働で推進する事業

所管

まち…まちづくり推進部
 基盤…都市基盤整備部 環境…環境清掃部
 他…計画財政部、地域力推進部、産業経済部、
 空港まちづくり本部、教育総務部

| 施策 | I-3-③ 地域の拠点を活かしたみんなのみどりづくり | | 区分 | 継続・検証 | | | |
|---|---|----|-----|-------|----|----|----|
| | | | 区所管 | 基盤 | | | |
| 内容 | 公園や道路、河川、公共施設など公共空間にある「みんなのみどり」を、地域や各種団体、企業などの地域力に支えられながら、区民と共に、守り、育て、活かす取組をさらに拡げていきます。 | | | | | | |
| | (平成/年度) | 28 | 29 | 30 | 31 | 32 | 33 |
| 公園施設利活用の推進 | | | | | | | |
| 区の緑化活動の拠点施設であった大森南圃場の再生を図り、花苗の育成をはじめとしたみどりのまちづくりの拠点としての公園整備に取り組むとともに、区民との連携・協働による施設運営を目指します。また、平和の森公園展示室等の既設公園施設のさらなる利活用の推進にも区民とともに取り組みます | 調査・検討・推進 | | | | | | 継続 |
| ふれあいパーク活動 | | | | | | | |
| 公園にある「みんなのみどり」を、地域力を活かし、さらに「守り・育て・活かす」取組を拡げていきます。 | 実施 | | | | | | 検証 |
| おおた花街道 | | | | | | | |
| 道路の緑化空間(植樹帯)を、地域力を活かし地域と区が協働して緑を育て、地域への愛着心や誇りを育み緑を育てます。 | 拡充・実施 | | | | | | 検証 |
| メッセージベンチ | | | | | | | |
| 区民が地域への愛着を深めると同時に、ものづくりの街として親しみを持つことを目的として、記念に名前やメッセージを入れることができるベンチの寄付者を募集し、区内の公園等に設置します。 | 実施 | | | | | | 継続 |




| 施策 | I-3-⑤ みどりのまちづくりの基本的な仕組みづくり | | 区分 | 継続 | | | |
|--|---|----|-----|-------|----|----|----|
| | | | 区所管 | まち・環境 | | | |
| 内容 | みどりのまちづくりを着実に進め、みどりを後世に引き継いでいくために、みどりのまちづくりを支える基本的な仕組みをつくりまします。 | | | | | | |
| | (平成/年度) | 28 | 29 | 30 | 31 | 32 | 33 |
| グリーンプランおおた推進会議 | | | | | | | |
| 本計画の推進エンジンとなるような会議を設置し、進捗状況の確認、うまくいっている点・そうでない点の要因分析、改善案の作成、実施体制の見直しを行います。 | 運営 | | | | | | 継続 |
| みどりの基金の創設 | | | | | | | |
| 安定したみどりのまちづくりに掛かる財源の確保を目指すため、みどりの基金の創設を検討します。 | 調査・検討 | | | | | | 継続 |

第6章 計画の推進に向けて

基本方針
II

空からも見える骨太なみどりでたくさんの人々をもてなします

1 海辺のおもてなしのみどりづくり

| 施策 | II-1-1 空港臨海部のみどりづくり | | | | | | |
|---|---------------------|---------|----|----|----|----|----|
| | 区分 | 継続 | | | | | |
| 内容 | 区所管 | まち・基盤・他 | | | | | |
| | (平成/年度) | 28 | 29 | 30 | 31 | 32 | 33 |
| 羽田空港跡地の整備  | | | | | | | |
| 市街地に隣接し多摩川と海老取川に面する空港跡地の特性を活かし、区民や国内外からの来訪者が憩い交流する魅力ある快適な空間を形成するため、多目的広場や水辺空間の整備を推進します | 調査・検討 | | | | | | 継続 |
| 羽田旭町地区の整備 | | | | | | | |
| 羽田旭町周辺地域において、災害時の避難路や地域の道路網の形成を図り、地域産業の活性化を促進するとともに緑豊かな歩行空間を形成します。また、民間などの大規模開発の際に、オープンスペースの確保や緑化など新たなみどりが創出されるよう開発誘導を進めます。 | 調査・検討 | | | | | | 継続 |
| 運河沿いのみどりづくり (臨海部における緑の拠点形成)  | | | | | | | |
| 羽田空港跡地、羽田空港周辺地区の整備において、緑豊かなまちづくりを進めます。また、臨海部埋め立て地域の魅力を高める緑の拠点づくりを進めます。 | 調査・検討 | | | | | | 継続 |
| ブルートライアングルプロジェクト  | | | | | | | |
| 空港臨海部エリアにおいて、区の木「クスノキ」の葉を食べて大きくなるアオスジアゲハをおもてなしのシンボルとするプロジェクトを推進します。 (I期後期からの新規事業) | 調査・検討 | | 推進 | | | | 継続 |



…区民が主体的に行動し、協働で推進する事業



…区民が積極的に参加し、協働で推進する事業

所管



まち…まちづくり推進部
 基盤…都市基盤整備部 環境…環境清掃部
 他…計画財政部、観光・国際都市部、地域力推進部、産業経済部、
 空港まちづくり本部、教育総務部



2 空から見えるみどりの骨格づくり

| 施策 | Ⅱ-2-③ 海辺の親水ネットワークの整備 | | | | | | |
|---|-------------------------|----|----|----|----|----|----|
| | 区分 | 拡充 | | | | | |
| 内容 | 区所管 | 基盤 | | | | | |
| 水と緑を楽しめる拠点となる公園を創出し、それらを有機的に結ぶ散策路を整備してネットワークを形成することで、区民にとって身近で親しみやすい空港臨海部を実現します。 | | | | | | | |
| | (平成/年度) | 28 | 29 | 30 | 31 | 32 | 33 |
| 海上公園の移管整備 | → | | | | | | |
| 東京都港湾局から移管予定の海上公園について、空港臨海部の特色を踏まえた活用を検討し区立公園として再整備を進めます。 | 関係者調整・移管・整備 | | | | | | 継続 |
| 新スポーツ健康ゾーンの整備 | → | | | | | | |
| 大田区の特色である水辺を活かし、年代や性別を超えて誰でもスポーツを楽しめる水辺のレクリエーション拠点を「大森ふるさとの浜辺公園」を中心に整備します。空港臨海部に点在する公園との連携も視野に入れた事業展開を目指します。 (Ⅰ期後期からの新規事業) | 調査検討・関係機関との協議 | | | | | | 継続 |
| | 設計・整備 | | | | | | |
| 海辺の散策路整備 | → | | | | | | |
| 海老取川から平和島運河周辺などにかけて、空港臨海部の水とみどりの拠点を結ぶネットワークを形成するため、関係機関と協力しながら、散策路や公共溝渠の整備を進めます。 | 設計・整備 | | | | | | 継続 |

| 施策 | Ⅱ-2-④ 呑川沿いのみどりづくり | | | | | | |
|---|----------------------|----|----|----|----|----|----|
| | 区分 | 継続 | | | | | |
| 内容 | 区所管 | 基盤 | | | | | |
| みどり骨格軸として、これまで区民と共に緑道整備などに取り組んできた大田区の中央部を流れる呑川沿いを、区内の都市気候を緩和させる「風の道」としても位置づけ、更なる緑道整備や緑化推進、新たな環境対策などに取り組めます。 | | | | | | | |
| | (平成/年度) | 28 | 29 | 30 | 31 | 32 | 33 |
| 呑川緑道の整備 (風の道のまちづくり) | → | | | | | | |
| 呑川は水と緑の環境軸として、川沿いの道路や護岸の緑化、景観と環境に配慮した舗装などの散策路整備を進めます。呑川の歴史や自然環境など地域資源を活かして、観光の指定を取り入れたサイン整備を引き続き進めます。 | 推進 | | | | | | 継続 |

1 貴重なみどりの保全と魅力アップ

| | | | | | | | | |
|--|---|-----|----------|----|----|----|----|--|
| 施策 | Ⅲ-1-② 貴重な民有緑地の保全 | 区分 | 継続 | | | | | |
| | | 区所管 | まち・基盤・環境 | | | | | |
| 内容 | 区内の貴重な自然環境を後世に引き継いでいくために、わずかに残されている崖線の民有樹林地や屋敷林、農地など、区内のみどりの骨格を形成し、生物の生息環境としても重要な、貴重で豊かな自然のみどりの保全に努めます。 | | | | | | | |
| | (平成/年度) | 28 | 29 | 30 | 31 | 32 | 33 | |
| 特別緑地保全地区の指定 |  | | | | | | | |
| 都市緑地法に基づく特別緑地保全地区の指定を行い、貴重な民有緑地を保全します。 | 推進 | | | | | | 継続 | |
| 区民緑地制度の推進 |  | | | | | | | |
| 大田区みどりの条例及び都市緑地法に基づく区民緑地制度により、貴重な民有緑地を保全するとともに区民が利用できる公開された緑地とします。 | 推進 | | | | | | 継続 | |

| | | | | | | | | |
|---|--|-----|----|----|----|----|----|--|
| 施策 | Ⅲ-1-③ 樹木・緑地の保護 | 区分 | 継続 | | | | | |
| | | 区所管 | 環境 | | | | | |
| 内容 | まちなかに残されてきた貴重な緑であり、二酸化炭素の吸収源として効果の高い大木や樹林地等を引き続き守り育てていくとともに、さらに地域の景観的なシンボルとなっている樹木などの保護に取り組むなど、大田区みどりの条例に基づき保護に努めます。 | | | | | | | |
| | (平成/年度) | 28 | 29 | 30 | 31 | 32 | 33 | |
| 保護樹木・緑地の指定、適正管理 |  | | | | | | | |
| まちなかに残された貴重な緑を守り、育て、将来へ残すため、大田区みどりの条例に基づき指定を進めていきます。また、制度の周知に努め適正な維持管理が実施されるような、所有者の負担軽減に努めます | 推進 | | | | | | 継続 | |
| おおたの名木選 |  | | | | | | | |
| 区内の巨木やシンボルツリーなど、後世に残していきたいみどりを区民から広く募集し、結果を基に「おおたの名木選」を選定します。複数年をかけて選定し、選ばれたみどりは、まちづくり資源・シンボルとして活用し、まちの魅力の向上に役立てます。 | 実施・活用 | | | | | | 継続 | |



…区民が主体的に行動し、協働で推進する事業



…区民が積極的に参加し、協働で推進する事業


所管

まち…まちづくり推進部
 基盤…都市基盤整備部 環境…環境清掃部
 他…計画財政部、地域力推進部、産業経済部、
 空港まちづくり本部、教育総務部



| | | | | | | | |
|---|---|-----|----|----|----|----|----|
| 施策 | Ⅲ-1-④ 桜の維持・更新 | 区分 | 継続 | | | | |
| | | 区所管 | 基盤 | | | | |
| 内容 | 洗足池公園や多摩川台公園、馬込の桜並木など、区内の桜の名所を後世に引き継いでいくため、ソメイヨシノなどの桜の保護や植え替え、環境改善による維持更新などに取り組みます。 | | | | | | |
| | (平成/年度) | 28 | 29 | 30 | 31 | 32 | 33 |
| 桜の名所の保全・再生 | | | | | | | |
| 洗足池公園など古木が多くなった桜の名所の樹勢の回復や新たな若木への更新による保全・再生を計画的に行います。また、道路や公園等の地域の方々から親しまれている桜を計画的に維持・更新し、安全性の確保や魅力アップを図っていきます。 | 推進 | | | | | | 継続 |

2 生き物が息づく多様な自然環境の保全と再生

| | | | | | | | |
|--|--|-----|-------|----|----|----|----|
| 施策 | Ⅲ-2-① 河川・池沼の保全・再生 | 区分 | 継続 | | | | |
| | | 区所管 | 基盤・環境 | | | | |
| 内容 | 貴重な汽水環境を有し、アユも遡上する多摩川や、呑川、内川などの中小河川、洗足池などの池沼に残されている水辺環境を守り育てていくとともに、新たな水辺環境の創出や復元にも努めます。 | | | | | | |
| | (平成/年度) | 28 | 29 | 30 | 31 | 32 | 33 |
| 呑川の水質浄化対策の推進 | | | | | | | |
| 新たな水質浄化に取り組むため、地元企業や大学等の専門的な研究機関と連携して水質浄化システムの研究開発を行い、呑川の水質浄化を推進します。 | 推進 | | | | | | 継続 |

| | | | | | | | |
|---|--|-----|----------|----|----|----|----|
| 施策 | Ⅲ-2-③ 健全な水環境の確保に向けた取組の推進 | 区分 | 継続 | | | | |
| | | 区所管 | まち・基盤・環境 | | | | |
| 内容 | 崖線部などに残された貴重な湧水や災害時などに活用できる井戸水を保全します。また、暮らしに潤いを与える河川や池沼の貴重な水源としても活用していくため、雨水を地下に浸透させるなど都市内の水循環を豊かにし、併せて雨水の流出抑制を図るなど安全・安心なまちづくりに取り組みます。 | | | | | | |
| | (平成/年度) | 28 | 29 | 30 | 31 | 32 | 33 |
| 湧水・地下水の確保 | | | | | | | |
| 雨水の流出を抑制し、湧水や地下水を保全するため道路の透水性舗装化を進めます。また、雨水を地下に浸透させ、水循環を改善するよう、開発事業者に対しての雨水流出抑制の指導、民有地での雨水浸透施設設置等に対して助成を行います。 | 推進 | | | | | | 継続 |
| 湧水の調査及び保全活用  | | | | | | | |
| 崖線部などに残された貴重な湧水の保全・活用を推進します。 | 調査・検討・推進 | | | | | | 継続 |

第6章 計画の推進に向けて

| 施策 | Ⅲ-2-⑥ 自然環境調査 | 区分 | 継続 | | | | |
|---|--|----------|----|----|----|----|----|
| | | 区所管 | 環境 | | | | |
| 内容 | 今ある貴重な自然を守り、育てていくために、区内の自然環境や動植物などの実態や変化を区民と共に常に把握し、多様な生き物が息づくみどりのまちづくりに活かしていきます。 | | | | | | |
| (平成/年度) | | 28 | 29 | 30 | 31 | 32 | 33 |
| 定点環境調査の実施  | 区内の生物の生息状況から、水質を含めた環境の変化を把握するために実施する定点生物調査、河川と海域の良好な水辺環境をつくるために実施する水質調査をそれぞれ毎年実施します。 | 実施 | | | | | 継続 |
| 自然観察路・学習会等 (再掲 I-2-②) | | 再掲 I-2-② | | | | | |
| 自然環境の調査  | みどりの大切さを学び、体験し、伝えていくため、地域のNPOなどと連携して生物指標を用いた身近な環境調査を実施し区民の意識を高めていきます。また、区で実施したさまざまな自然環境調査の調査結果は、生物多様性に向けた取組等、今後の施策に役立てていきます。 | 実施 | | | | | 継続 |





湧水 (田園調布せせらぎ公園)



桜のプロムナード(仲池上)

3 美しい未来につながるまちなみづくり


| 施策 | Ⅲ-3-① 美しいまちなみ景観づくり | 区分 | 継続 | | | | |
|---|---|--|----|----|----|----|----|
| | | 区所管 | まち | | | | |
| 内容 | 各地域の特성에応じた自然や多様な歴史資源、生活文化をまちづくりに活かすため、「大田区景観計画」や、各地域のランドデザイン等に基づき、緑を活かした個性と魅力あふれる良好な景観形成を誘導します。 | | | | | | |
| (平成/年度) | | 28 | 29 | 30 | 31 | 32 | 33 |
| 景観計画の推進  | みどり豊かな美しいまちなみ景観づくりを進めるため、景観計画を推進します。 | 推進 | | | | | 継続 |
| まちづくりランドデザインの推進  | | 大森駅周辺、蒲田駅周辺、空港臨海部などのまちづくりランドデザインを推進し、みどりのまちづくりを進めます。 | 推進 | | | | |

基本方針
IV



暮らしを支え、こころ豊かになるみどりを増やし、つなげます



1 みどりの拠点となる公園・緑地づくり

| | | | | | | | |
|---|--|----------|----|----|----|----|----|
| 施策 | IV-1-① みどりあふれる公園・緑地の計画づくり | 区分 | 継続 | | | | |
| | | 区所管 | 基盤 | | | | |
| 内容 | 全ての公園を計画的に配置し、効率的・効果的に維持管理するための計画を策定します。 | | | | | | |
| | (平成/年度) | 28 | 29 | 30 | 31 | 32 | 33 |
| 公園・緑地整備計画の策定・推進 | | → | | | | | |
| 「都市計画公園・緑地の整備方針」「緑確保の総合的な方針」、本計画の公園・緑地などの整備方針を踏まえ、公園不足地域の解消や都市内の潤い空間である公園・緑地の機能を踏まえた新設・拡張・整備計画を策定します。 | | 調査・検討・策定 | | | | 推進 | 継続 |
| 公園施設の維持・修繕計画の推進 | | → | | | | | |
| 公園施設の安全性の確保とライフサイクルコスト縮減の観点から、予防保全的管理のための計画の策定や地域ぐるみでの公園整備や維持管理、利活用が図れるような「公園のみどりづくり指針(案)」を作成し、ふれあいパーク活動などを支えます。また、公園遊具などにおける事故を未然に防止するため、定期的な点検を行い、区民の方々が安全かつ快適に利用できる公園施設などの補修を進めます。 | | 推進 | | | | | 継続 |

| | | | | | | | |
|--|---|-----|----|----|----|----|----|
| 施策 | IV-1-② 地域に根ざした公園・緑地の整備 | 区分 | 継続 | | | | |
| | | 区所管 | 基盤 | | | | |
| 内容 | 区民との協働による公園・緑地の新設拡張やリニューアル整備などの機会をとらえ、多様な世代の人が利用しやすく、「地域の庭・広場」として地域に親しまれ、区民に愛される魅力ある公園づくりを進めます。 | | | | | | |
| | (平成/年度) | 28 | 29 | 30 | 31 | 32 | 33 |
| 公園・緑地の新設 および拡張整備の推進  | | → | | | | | |
| 暮らしを支える身近な公園・緑地の充足率を高めるため、公園不足地域に公園・緑地の新設を進めます。また、既設公園の利便性や安全性向上のため、その必要性を踏まえて公園の拡張整備を行います。 | | 推進 | | | | | 継続 |
| 魅力ある公園のリニューアル  | | → | | | | | |
| 公園・緑地の利活用の実態をふまえ、地域の利用者の意見を取り入れ、公園の魅力を高める改修工事を行います。 | | 推進 | | | | | 継続 |

第6章 計画の推進に向けて


| | | | | | | | |
|----|---|-----|----|----|----|----|--|
| 施策 | IV-1-④ 拠点公園・緑地の整備 | 区分 | 継続 | | | | |
| | | 区所管 | 基盤 | | | | |
| 内容 | 区内のみどりの総合的な機能拡充を図り、みどりの拠点を形成するため「都市計画公園・緑地の整備方針」に基づく優先整備区域の早期整備、早期事業化や羽田空港跡地などの臨海部や内陸部での新たなみどりの拠点となる公園・緑地の整備を進めます。 | | | | | | |
| | (平成/年度) | 28 | 29 | 30 | 31 | 32 | 33 |
| | 拠点となる公園・緑地の整備  | | | | | | |
| | 「都市計画公園・緑地の整備方針」を踏まえ田園調布せせらぎ公園などの拠点となる都市計画公園・緑地の整備を進めます。また、佐伯山緑地、南馬込自然林緑地など自然環境を保全した公園・緑地の整備を進めます。そして、区内に残る貴重なみどりを、区民の余暇活動やスポーツ利用、自然とのふれあい、農業などを体験できる場として保全していくため、新たな公園・緑地として用地を確保し整備を行います。 | 推進 | | | | | 継続  |


| | | | | | | | |
|----|---|-----|----|----|----|----|--|
| 施策 | IV-1-⑤ 大規模公園・緑地の魅力アップ | 区分 | 継続 | | | | |
| | | 区所管 | 基盤 | | | | |
| 内容 | 時代や区民ニーズの変化に対応し、区民による更なる公園・緑地の利活用を図るため、安全・安心度を高め、すべての人にとって利用しやすいものとなるよう、大規模公園・緑地の魅力アップに取り組みます。 | | | | | | |
| | (平成/年度) | 28 | 29 | 30 | 31 | 32 | 33 |
| | 大規模公園・施設の再生  | | | | | | |
| | 平和の森公園、平和島公園、萩中公園、洗足池公園などの区内の大規模な公園を、スポーツ利用や自然とのふれあい拠点など特色付けを行い、区民が有効に利用できるよう再生を行います。また、大田スタジアムや平和島公園、東調布公園、萩中公園の水泳場、洗足池公園水質浄化施設などの大規模施設を今後も快適かつ安全に利用してもらうため、費用対効果や運営、維持管理を総合的に判断し新たなニーズを踏まえた計画的な施設再生を進めます。 | 推進 | | | | | 継続  |



佐伯山緑地（中央五丁目）

2 暮らしの中のみどりの道づくり

| | | | | | | | |
|---|---|-----|----|----|----|----|----|
| 施策 | IV-2-① みどりの道路整備 | 区分 | 継続 | | | | |
| | | 区所管 | 基盤 | | | | |
| 内容 | 区内交通の円滑化を図るために、みどりのネットワークの主軸であり、災害時の避難路や緊急物資の輸送路としても重要な都市計画道路について、平成28年3月に東京都および区市町合同で策定した「東京における都市計画道路の整備方針」に基づく第四次事業化計画優先整備路線を整備し、街路樹等、沿道緑化を進めます。また、未整備箇所を早期事業化に取り組みます。 | | | | | | |
| | (平成/年度) | 28 | 29 | 30 | 31 | 32 | 33 |
| 都市計画道路の整備 | | | | | | | → |
| 人の移動や産業・物流などを支えるため基幹交通網を整備し、街路樹などを適正に配置し電線類の地中化など環境・景観に配慮した道路整備を行います。 | 推進 | | | | | | 継続 |
| 街路樹の保全・推進  | | | | | | | → |
| 現状把握を行い、地域の特性を踏まえた管理方針を策定します。 | 調査・検討 | | | | | | 継続 |

| | | | | | | | |
|---|---|-----|----|----|----|----|----|
| 施策 | IV-2-② みどりの散策路整備 | 区分 | 継続 | | | | |
| | | 区所管 | 基盤 | | | | |
| 内容 | 区民の暮らしを支える日常の歩行者や自転車の移動ルート確保及び、区民の余暇活動や健康増進を図るため、区内のみどりの骨格を補完する桜のプロムナードなどのみどりの散策路の整備をさらに進めます。 | | | | | | |
| | (平成/年度) | 28 | 29 | 30 | 31 | 32 | 33 |
| 桜のプロムナードの整備  | | | | | | | → |
| 大森地区の内川沿いや馬込地区に、区民が健康増進や余暇活動として散策できるよう、また、水と緑のネットワークの充実を図るため、かつての内川の流れや洗足流れ、馬込桜並木に至る散策路を整備します。散策路沿いの歴史や自然環境など地域資源を活かして、観光の視点を取り入れたサイン整備を進めます。 | 推進 | | | | | | 継続 |



…区民が主体的に行動し、協働で推進する事業



…区民が積極的に参加し、協働で推進する事業

所管

まち…まちづくり推進部

基盤…都市基盤整備部 環境…環境清掃部

他…計画財政部、地域力推進部、産業経済部、空港まちづくり本部、教育総務部

第6章 計画の推進に向けて

3 みどり豊かな公共施設づくり

| | | | | | | | |
|---------------------------------------|-------------------------------------|-----|---------------|----|----|----|----|
| 施策 | IV-3-① 公共施設の緑化推進 | 区分 | 継続 | | | | |
| | | 区所管 | 計画財政 ・教育総務 | | | | |
| 内容 | 公共施設の新築や改築に際しては、みどり豊かな施設づくりに取り組みます。 | | | | | | |
| | (平成/年度) | 28 | 29 | 30 | 31 | 32 | 33 |
| 公共施設の緑化推進 | | | | | | | |
| 沿道緑化、屋上緑化、壁面緑化など各施設の特徴に合った緑化を行っていきます。 | 実施 | | | | | | 継続 |

| | | | | | | | |
|--------------------------------------|--|-----|---------------|----|----|----|----|
| 施策 | IV-3-② 学校施設の緑化推進 | 区分 | 継続 | | | | |
| | | 区所管 | 計画財政 ・教育総務 | | | | |
| 内容 | 地球にやさしいまちづくりとともに、子どもたちの環境教育の充実を図るため、学校施設を活用した緑化を推進します。 | | | | | | |
| | (平成/年度) | 28 | 29 | 30 | 31 | 32 | 33 |
| 小学校・中学校の緑化推進 | | | | | | | |
| 沿道緑化、校庭芝生化、壁面・屋上緑化など学校施設の緑化を行っていきます。 | 実施 | | | | | | 継続 |

4 まちなみを彩るみどりづくり

| | | | | | | | |
|--|---|-----|----|----|----|----|----|
| 施策 | IV-4-② まちづくり事業との連携 | 区分 | 継続 | | | | |
| | | 区所管 | まち | | | | |
| 内容 | 羽田空港などを抱える臨海部や、大森・蒲田などの中心拠点のまちづくり構想や、市街地整備のさまざまな制度などを利用したみどりのまちづくりに、引き続き取り組みます。 | | | | | | |
| | (平成/年度) | 28 | 29 | 30 | 31 | 32 | 33 |
| まちづくりランドデザインの推進 | | | | | | | |
| 再掲 III-3-① | | | | | | | |
| 防災まちづくり推進事業の推進 | | | | | | | |
| 大森中地区等の密集市街地において、災害に強いまちづくりの一環として公園・広場整備を行い、安全・安心のまちづくりを今後も進めていきます。また、不燃化建て替えを促進するための助成事業では、敷地面積に対する緑化率の規定に基づき、緑化の推進を図ります。 | 実施・推進 | | | | | | 継続 |

3 制度活用と財源確保

近年の社会経済状況の変化により、各事業の実施に必要な財源の確保は、ますます厳しいものがあります。本計画の実現に向けた各種施策を適切かつ確実に実施していくために、これまで以上にさまざまな既存のみどりのまちづくり制度の活用にも努めるとともに、財源の確保が必要です。

(1) 既存制度の活用

都市緑地法や都市計画法、景観法などの各種みどりのまちづくり関連法令に定められている特別緑地保全地区、管理協定制、緑化地域制度、市民緑地制度、緑化施設整備計画認定制度*、風致地区、各種地区計画などの法制度や東京都、その他みどりのまちづくり支援団体や民間事業所などが進める社会・環境貢献緑地評価システム(SEGES)などのみどりのまちづくり支援制度を有効に活用し、効果的にみどりのまちづくりを推進します。

(2) 財源の確保

1) 国や都の補助、交付金制度などの活用

公園・緑地や道路、市街地整備などのみどりのまちづくり分野では、社会資本整備総合交付金や都市計画交付金などの国や都の補助、交付金制度などの活用や市場公募型の特別区債を発行するなど財源の確保に努めます。

2) 財源の多様化

社会経済状況が変化する中で、持続的なみどりのまちづくりを進めていくためには、安定的な財源の確保が必要です。そこで、区民がみどりのまちづくりに直接投資できるみどりの基金の創設を検討していきます。また、併せて、公共施設の整備や維持管理を行うにあたっては、ネーミングライツ*や指定管理者制度*の導入など民間のノウハウや資金を有効に活用する仕組みづくりにも努めます。

4 進行管理

区民、事業者、行政が一体となった、地域力によるまちづくりを目指すためには、適切かつ透明性のある進行管理が必要です。

本計画の進行管理は、立案プロセスから改善にいたるまでの一連の流れを、PDCAサイクル*により進行管理していきます。

P:【計画立案(PPLAN)】

本計画は、区民が参加する委員会及び説明会、アンケート、パブリックコメント*などによって、区民や事業者の意向を十分に反映して立案するとともに、進行管理をするための重点施策の取組方針を示しました。

D:【実行体制(DO)】

行政がみどりのまちづくりの先導役となることで、区民、事業者との良好な関係を構築するとともに各主体の役割を踏まえた三位一体の事業推進が図られるよう、実効的な体制づくり、場づくりを推進していきます。

C:【検証・評価(CHECK)】

本計画の進行管理は、適切かつ透明性の高い検証・評価を行います。評価にあたっては計画に示された各指標の達成度合いについて適切に評価・公表し、本計画の改善につなげていきます。

A:【改善(ACTION)】

計画立案時と同様に、良い点・悪い点を明らかにして、伸ばし・改善するという分かりやすい方法で説明責任を果たすとともに、本計画に示された施策へのフィードバックを行い、実効性を高め、将来像の実現に向けた確実な進行管理を進めていきます。

上記のPDCAサイクルにより、効果的に進行管理し、みどりのまちづくりを進めるために、計画の推進エンジンとなるような「グリーンプランおおた推進会議」を設置します。区民、学識経験者、事業者、行政のメンバーで構成される「グリーンプランおおた推進会議」に、本計画の実績について区による内部評価の報告を行い、実施プロセスを評価し、実効性をアップするために実施体制や実施方法などの改善を行います。内部評価については、区民、事業者などに公表し、透明性を確保します。

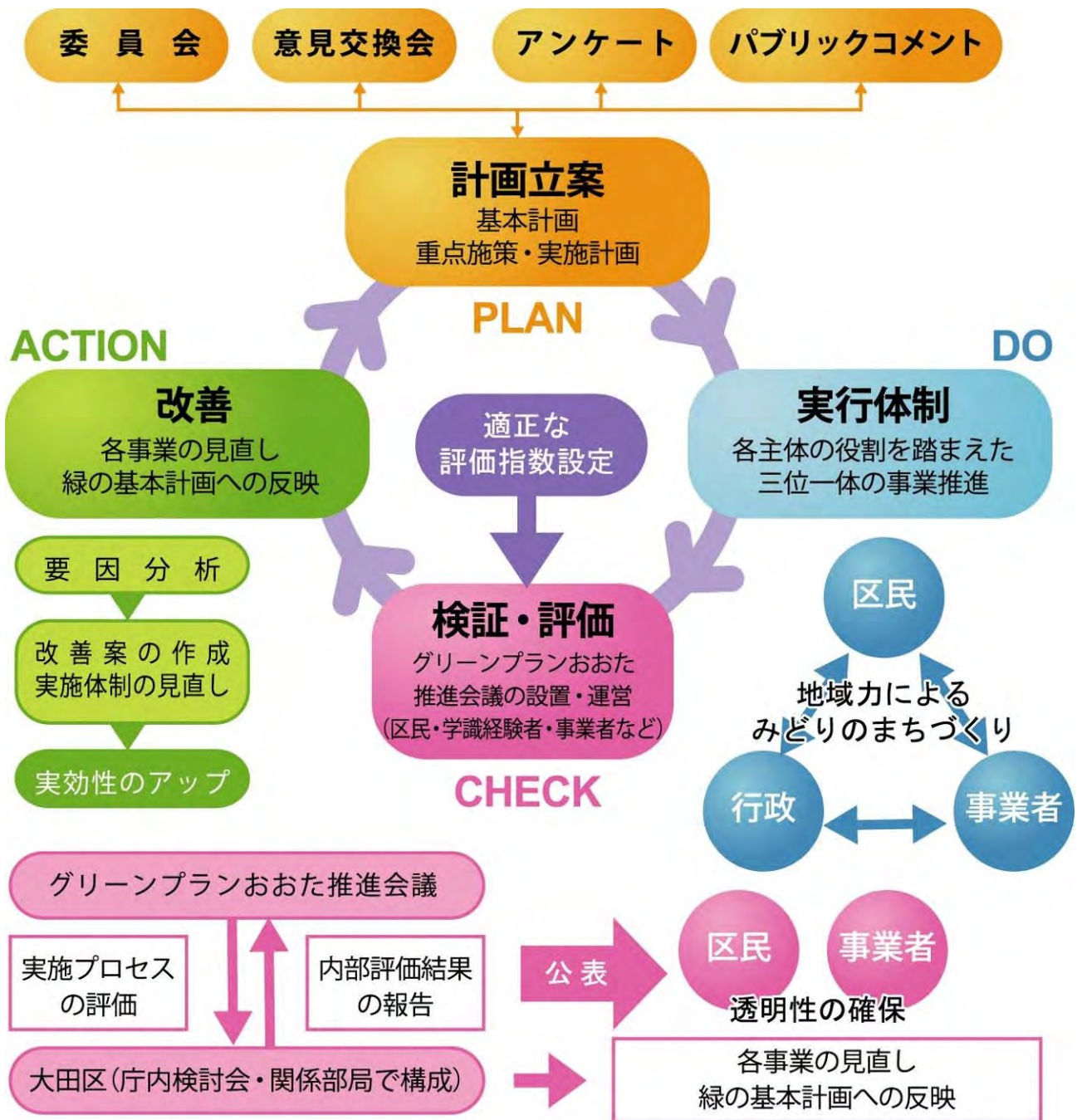


図-42 PDCAサイクルのイメージ図

みどり施策の総合パンフレット

「地域力によるみどりのまちづくり」を進めるためにパンフレットをつくりました。
区ホームページからも見るすることができます。



本編



概要版